令和4年4月12日 美郷町農業委員会会議録

令和4年4月12日午前10時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

1番	小 西	嘉之	10番	山	田	貞	ユ
工運	\1, \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	茄 仁	I U 笛	Щ	Щ	只	1
2番	加藤	堅之助	11番	中	野	龍力	想之
3番	髙 橋	秀 行	12番	佐	藤		久
4番	佐々木	竜 孝	13番	木	村	<u>ځ</u> ا	3子
5番	奥 山	秀 治	14番	髙	橋	正	和
6番	佐々木	定廣	15番	深	沢		靖
7番	深 田	秋 彦	16番	鈴	木	敏	夫
8番	細 井	千代文	17番	髙	橋	正	尚
9番	井 関	一良					

本会委員出席者 17名

2. 欠席委員は次のとおり

欠席者 なし

1. 出席事務局職員

 局
 長
 小田長
 光
 仁

 庶務班長兼農地調整班長
 加
 藤
 隆
 輝

2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第14号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第 4 議案第15号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積 計画の決定について
- 第 5 議案第16号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積 計画の決定について(農地中間管理権の取得)

会長 髙橋 正尚 午前10時39分本委員会の閉会を告げた

令和4年4月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和4年4月12日

3. 開 会 午前10時

4. 閉 会 午前10時39分

5. 議事録署名委員 10番 山田 貞子 11番 中野 龍太郎

●議 長 それでは、ただ今から令和4年第4回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。

お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。

●議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- ●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、10番、山田委員、 11番、中野委員を指名します。
- ●議 長 次に、日程第2、議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について を上程し議題とします。議案第13号について事務局より説明願います。
- ●庶務班長 【 議案第13号、申請番号18番から24番までについて議案書をもとに 朗読、説明 】

はじめに所有権移転です。

申請番号18番、千畑地区の田15筆、14,651㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人は渡人の子の妻です。渡人は弟から当該地を相続し、受人へ生前一括贈与するものです。対価はありません。

続きまして使用貸借権です。

申請番号19番、仙南地区の田8筆、畑1筆、計26,817㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。3月総会で公社特例事業で〇〇〇さんと〇〇〇さんから秋田県農業公社へ売買した案件です。受人は10年分割で地代を支払ったあと、秋田県農業公社から受人へ所有権が移る予定です。

申請番号20番、六郷地区の田16筆、畑1筆、計15,878㎡、渡人は ○○○さん、受人は○○○さんです。両者は親子です。後継者へ経営移譲します。期間は10年間で、対価はありません。

続きまして賃貸借権です。

申請番号21番、仙南地区の田1筆、1,862㎡、渡人は〇〇〇さん、受

人は○○○さんです。これまで両者は基盤強化促進法で賃貸借しておりましたが、契約満了により今回は農地法3条で契約したいとのことです。10a あたり○○○円で期間は5年間です。

申請番号22番、仙南地区の田6筆、13,954㎡、渡人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。渡人と代表理事は親子です。法人でネギの栽培をしたいとのことから農地の賃貸借となりました。10aあたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で期間は10年間です。

続きまして賃貸借の移転です。

申請番号23番、六郷地区の田1筆、1,001㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。申請番号20番で、渡人から受人への経営移譲に伴って、賃貸借契約している農地を受け手が父から息子へ移転するものです。出し手は〇〇〇さんです。

申請番号24番、仙南地区の田7筆、10,234㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子です。理由は申請番号23番と同じです。出し手は7人で備考にありますように、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さん、〇〇〇さんです。渡人は中間管理事業で受け手となっている農地もありますので、受け手変更で手続きを行い、4月末の県公告の予定です。

申請番号18番から24番までの申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- ●議 長 議案第13号について、事務局より説明が終わりました。
- ●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号18番から24番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号18番から24番までについては 原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- ●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号18番から24番までについては 原案のとおり決しました。よって、日程第2、議案第13号については原案 のとおり許可決定いたします。
- ●議 長 次に、日程第3、議案第14号農地法第4条の規程による許可申請について を上程し議題とします。議案第14号について事務局より説明願います。
- ●庶務班長 【 議案第14号、申請番号1番について議案書をもとに朗読、説明 】 申請番号1番、仙南地区の田1筆、189㎡、申請人は○○○さんです。申請人は自宅に隣接した農地をドックランスペースとして転用を申請しました。全面積ドックランスペースです。当該地には芝生を植えて周囲を囲います。総事業費は○○○円で全額自己資金です。当該地は第3種農地であることから農地法施行規則第43条第1項第2号の「申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300m以内に鉄道の駅の施設が存すること」に該当すると思われます。この案件につきましては、7ページに位置図、8ページに配置図、9ページ

に公図を添付しております。以上です。

- ●議 長 議案第14号について、事務局より説明が終わりました。 それでは、転用でございますので、調査の報告をお願いします。
 - 9番委員 4月2日午前8時半頃、○○○さん本人と鈴木会長職務代理、事務局髙橋さんと私の4人で現地確認を行い調査いたしました。何ら問題がなかったことを報告いたします。

なお、犬の鳴き声等に及ぶ近隣への騒音については飼育する前に躾をし、 躾がきちんとできてから飼育するとの報告を受けております。以上です。

●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号1番について質疑を行います。 質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号1番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号1番については原案のとおり決しました。よって、日程第3、議案第14号については原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

次に、日程第4、議案第15号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第15号について事務 局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第15号、申請番号33番から50番までについて議案書をもとに 朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

申請番号33番、仙南地区の田1筆、2,620㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。受人はネギの育苗、作付け用のハウスを建てるために当該地を購入するものです。売買価格は総額〇〇〇円で引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号34番、千畑地区の畑1筆、2,002㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は居住が遠方のため耕作不便であることから、渡人が耕作することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円で引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号35番、千畑地区の畑1筆、5,240㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は兼業で規模を縮小したいことから、受人が耕作することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円で引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、申請番号35番と同じです。

申請番号36番、千畑地区の田5筆、736.84㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もいないため農地を売買したいことと、当該地は圃場整備されており、今後換地となる際に農地の集

約を図りたいため売買します。売買価格は総額で○○○円で引き渡し時期は 4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は乾燥、籾摺りは委託、そのほかの農機具は所有しております。

申請番号37番、千畑地区の田4筆、4,179㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に居住のため受人へ売買することとなりました。売買価格は総額〇〇〇円、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号38番、千畑地区の田2筆、1,348㎡、渡人は支援措置の方のため氏名、住所は伏せております。受人は〇〇〇さんです。渡人は資金が必要となったため売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円で、引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、申請番号37番と同じです。

申請番号39番、千畑地区の田7筆、13,598㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は公益社団法人秋田県農業公社です。これまで農業法人へ賃貸借しておりましたが、今回農地を手放したく売買するものです。公社特例事業で渡人から秋田県農業公社を経由して受人へ売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円で引き渡し時期は6月14日を予定しております。

申請番号40番、六郷地区の畑2筆、2,107㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は当該地を相続しましたが、自分では耕作できないため、近くで耕作している渡人へ売買することとなりました。売買価格は総額で〇〇〇円で引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号41番、千畑地区の田2筆、20,390㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり後継者もいなことから農地を手放したく受人へ売買するものです。売買価格は〇〇〇円で引き渡し時期は4月30日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料6ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして賃貸借設定です。

申請番号42番、千畑地区の田3筆、4,436㎡、渡人は〇〇〇さん代表相続人〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人にとっては当該地が遠方にあることから、近隣で耕作している受人へお願いするものです。総額〇〇〇円で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。

申請番号45番、六郷地区の田5筆、8,244㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は1年間です。 短期間なのは受人が耕作するのは今年度までで、来年は耕作者をどなたか探してほしいとのことでした。受人の経営状況につきましては、資料7ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号4.6番、仙南地区の田3筆、7, 0.9.0㎡、渡人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。再設定です。1.0a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は5年間です。 受人の経営状況につきましては、資料8ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号 4.7 番、千畑地区の田 5 筆、5 、4.8.9 ㎡、渡人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。再設定です。1.0 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は6 年間です。受人の経営状況につきましては、資料 9 ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号48番、仙南地区の田3筆、6,727㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。総額〇〇〇円で期間は5年間です。

受人の経営状況につきましては、資料 1 0 ページのとおりです。受人は農機具 一式を所有しております。

申請番号49番、仙南地区の田29筆、97,566㎡、渡人は \bigcirc 0つさん、受人は \bigcirc 0つさん、親子です。理由は、議案第13号、申請番号24番と同じですが、農地利用集積円滑化事業で契約していたものです。出し手は10人です。 \bigcirc 00さん、 \bigcirc 00さん。 \bigcirc 00さんです。契約期間は令和6年1月14日までです。受人の経営状況につきましては、資料11ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号 50番、仙南地区の田 20筆、64, 557㎡、渡人、受人、申請理由は申請番号 49番と同じです。出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。契約期間は令和 6年 2月 16日までです。受人の経営状況につきましては、申請番号 49番と同じです。

申請番号33番から50番までの18件はいずれも農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- ●議 長 議案第15号について、事務局より説明が終わりました。
- ●議 長 それでは、これより審議を行います。申請番号33番から50番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。
 - 2番委員 申請番号38番と44番ですが、私が農業委員になってから初めて渡人の名 前が伏せられている案件です。支援措置ということですが、具体的にどうい う形で支援措置されているのか伺います。

- ●庶務班長 支援措置につきましては、ドメスティック・バイオレンスいわゆる DV です。 この件に関しましては秋田県農業会議に議案をどのようにすれば良いのか 訊きましたところ、住所、氏名は伏せるようにという回答をいただきました ので今回のような書き方となりました。
- ●2番委員 支援措置を受けているのが渡人本人ですか。
- ●庶務班長 そうです。

●議 長 暫時休憩します。

午前10時21分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

午前10時31分

- ●議 長 ほかに質疑ございますか。
- 13番委員 申請番号40番ですが、2,000㎡を超える面積で売買金額が○○○円と なっています。他の土地に比べて非常に安い設定だと思います。何か理由と かあるものでしょうか。
- ●庶務班長 この件に関しましては、○○○さんが2年ほど前から誰かに売りたいとずっと相手を探しており今やっとみつけたところです。受け手がこの金額じゃないと買わないと言われたため、出し手に訊いたところこの金額で大丈夫ですということでしたので、この金額におさまりました。
- 13番委員 両者納得ということですね。
- ●庶務班長 はい
- ●議 長 他に質疑ありませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号33番から50番までについては 原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号33番から50番までについては 原案のとおり決しました。よって、日程第4、議案第15号については原案 のとおり許可決定いたします。

次に、日程第5、議案第16号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について(農地中間管理権の取得)を上程し議題とします。 議案第16号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第16号、申請番号75番から79番までについて議案書をもとに 朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権の設定です。

期間は令和4年5月1日から令和14年4月30日までの10年間です。 申請番号75番、仙南地区の田6筆、畑1筆、9,380㎡、出し手は〇〇〇さんです。10aあたり〇〇〇円で受け手は〇〇〇さんです。

申請番号 7.6番、仙南地区の田 1筆、 1 、 8.3.5 ㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。 1.0 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。

申請番号 77番、六郷地区の田 7筆、5, 367 ㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。 10 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。申請番号 78 番、六

郷地区の田3筆、4, 680 ㎡、出し手は \bigcirc 00さんです。10 a あたり \bigcirc 0円で、受け手は \bigcirc 00さんです。

申請番号 7.9 番、六郷地区の田 1 筆、1.7.9 ㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。 1.0 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。

申請番号75番から79番までの5件は、農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

- ●議 長 議案第16号について、事務局より説明が終わりました。
- ●議 長 それでは、これより審議を行います。

申請番号75番から79番までですが、本人案件がありますので、区切って 審議をしたいと思います。まずは申請番号75番から76番までについて質 疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号75番から76番までについては 原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。次に77番ですが、家族案件ですので、農業委員会 等に関する法律第31条の規定により○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午前10時37分

- ●議 長 それでは、申請番号77番について質疑を行います。質疑ございませんか。 【 「なし」との声あり 】
- ●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号77番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。申請番号77番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午前10時38分

●議 長 それでは、申請番号78番から79番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号78番から79番までについては 原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- ●議 長 ご異議なしと認めます。申請番号78番から79番については原案のとおり 決しました。よって、日程第5、議案第16号については原案のとおり許可 決定いたします。
- ●議 長 以上で本日の会議案件はすべて終了いたしました。
- ●議 長 これをもちまして、令和4年第4回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前10時39分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和4年4月12日

美郷町農業委員会会長 髙 橋 正 尚

議事録署名委員 山 田 貞 子

議事録署名委員 中 野 龍太郎